

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

1) 制度の周知

本計画や介護保険制度の理解促進を図るため、広報紙やホームページ等の各種媒体や出前講座等を行い、広く町民に周知します。

2) 連携体制の強化

保健福祉課を中心に庁内の関係課や県と連携しながら施策を推進します。

また、自治会やボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、医療機関、NPO法人等の住民組織や関係機関が、それぞれの役割の中で積極的に活動していけるよう連携強化を図りながら、計画の円滑な推進に努めます。

2. 計画の進行管理

計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、実効性を確保するため、事業の進捗状況について点検・評価し、介護保険運営協議会で協議しながら、施策の改善や見直しを行い、計画の着実な推進を図ります。

